

30 大J-7-11

30 大J-7-11

令和 5 年 修正

	1. 令和 5 年 1 月撮影空中写真
	2. 令和 5 年 8 月現地調査

1:2, 50C

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
国勢に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P)
等高級間隔は2メートル

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令 5 近公第 69

測量計器機関 枚 方
測量作業機関 株 式 会 社 パ ス

30 大J-7-11

概見図

見取図



	普通建物	△25.6	三角点
	堅ろう建物	□25.62	水準点
	堅ろう建物	●25.6	多角点等
	普通無屋台	▽25.6	社会基準点 (二等三角点)
	普通無屋台	■25.62	公共基準点
	堅ろう無屋台	・25.6	標高を測らない 水準点
	堅ろう無屋台	・25.6	標高を測らない 水準点

[illegible][illegible]

田	田	△	果樹園	▽	圃	庭
田	田	○	その他の 産木地	山	荒	地
▽	さとう畑	...	芝	山	山	地
▽	パイナップル畑	○	広	草	山	地
▽	桑畑	△	針	草	山	地
△	茶畑	△	竹林	山	山	地

[illegible]

30 大J-7-11